

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)について

平成28年度 第1回
事業所向け説明会資料

平成28年6月16日, 17日
徳島市役所 介護・ながいき課

目次

- 1. 総合事業の概要 (P.2-)
- 2. サービスの内容 (P.6-)
- 3. 対象者と利用手続き (P.17-)
- 4. 先行実施自治体でのサービス利用について (P.24-)
- 5. 要介護認定に係る認定有効期間の見直しについて
(P.25-)
- 6. 周知方法について (P.26-)

介護予防・日常生活支援総合事業の移行について

- 1 徳島市の総合事業の開始は平成29年4月1日。
- 2 施行時点では、現行相当サービスである訪問型・通所型の要支援利用者が継続利用できる体制とする。
- 3 実施における給付費用についても、事業の安定的な継続を考慮しつつも、制度改正の趣旨・介護報酬改定等をふまえ、適正な費用設定を行うものとする。（平成29年4月時点では、現行のサービスコードの体系を維持する予定）
- 4 実施における指定基準についても、国基準省令等の人員・設備等基準に準拠する。（本市における届出様式等については準備が整い次第提示する。）
- 5 提供事業所の準備としては、次ページ以降に説明する、サービス種類、新様式の準備、指定の有無を確認すること等が必要となる。

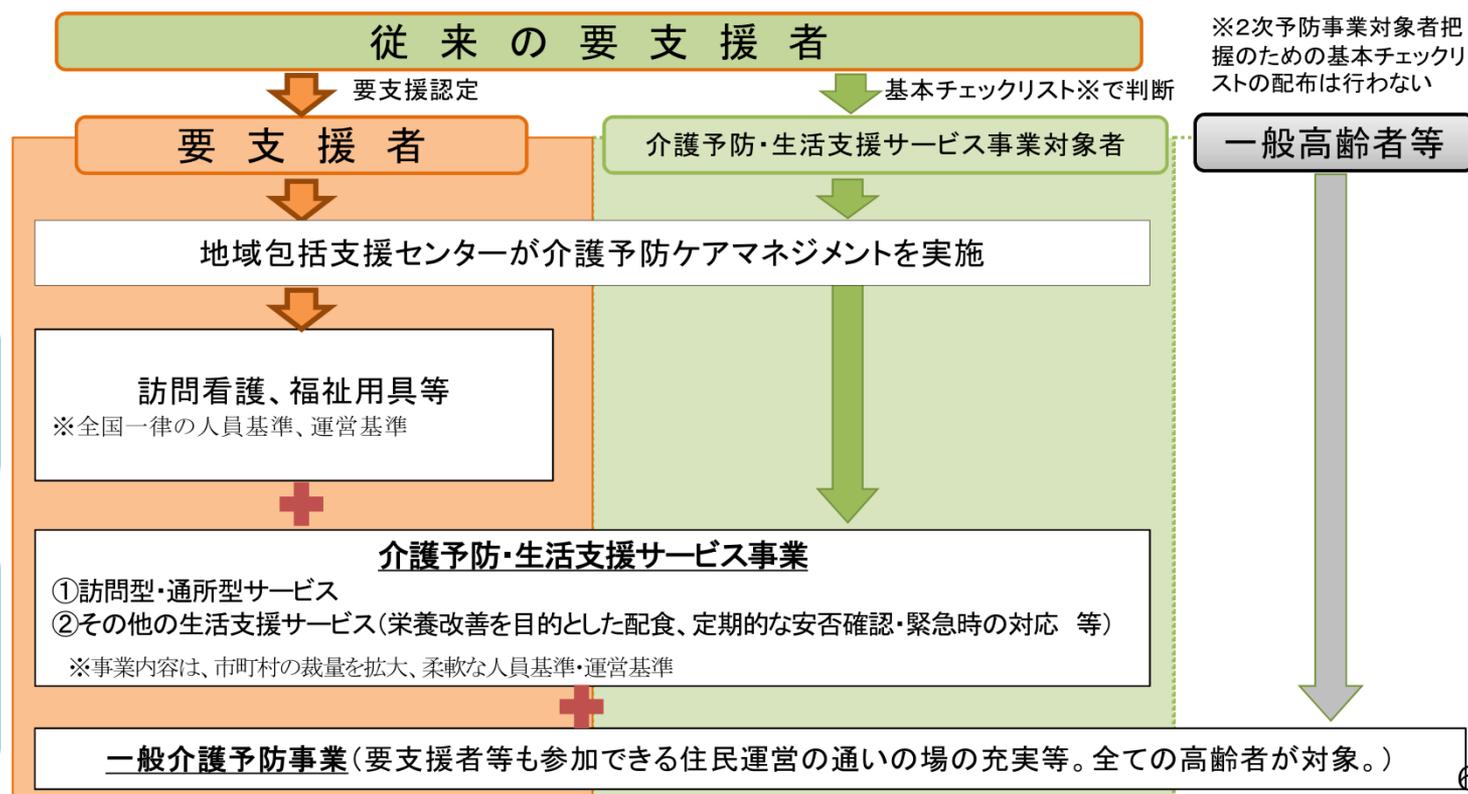
1. 総合事業の概要

第1 総合事業に関する総則的な事項

【参考】総合事業の概要

厚労省
資料

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

1. 総合事業の概要

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P12~)

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

| 事業 | 内容 |
|--------------|--|
| 訪問型サービス | 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 |
| 通所型サービス | 要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供 |
| その他の生活支援サービス | 要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供 |
| 介護予防ケアマネジメント | 要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント |

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (P13~)

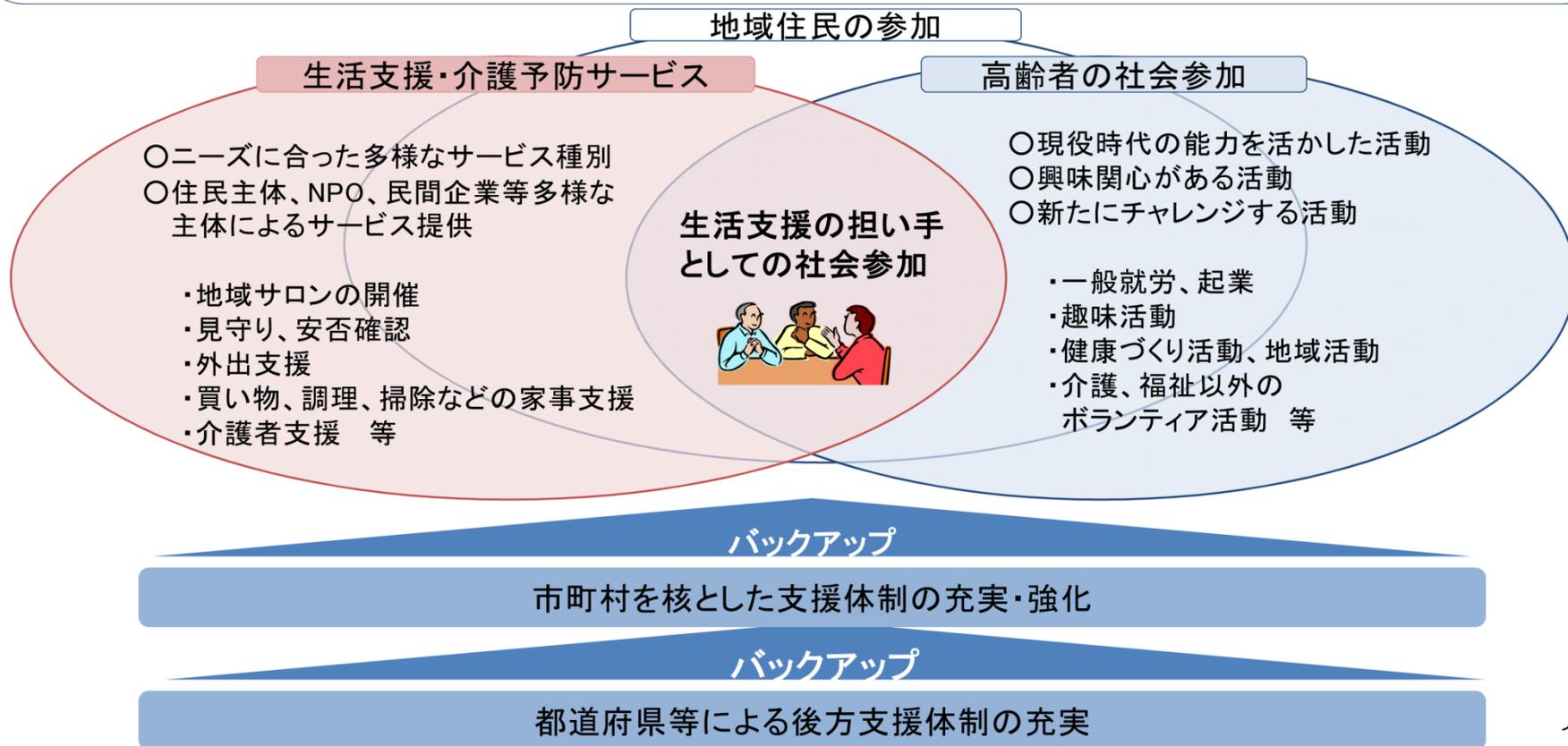
○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

| 事業 | 内容 |
|-------------------|---|
| 介護予防把握事業 | 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防活動の普及・啓発を行う |
| 地域介護予防活動支援事業 | 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う |
| 一般介護予防事業評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施 |

第3 生活支援・介護
予防サービスの充実

【参考】生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



第7 総合事業への円滑な移行 (P132~)

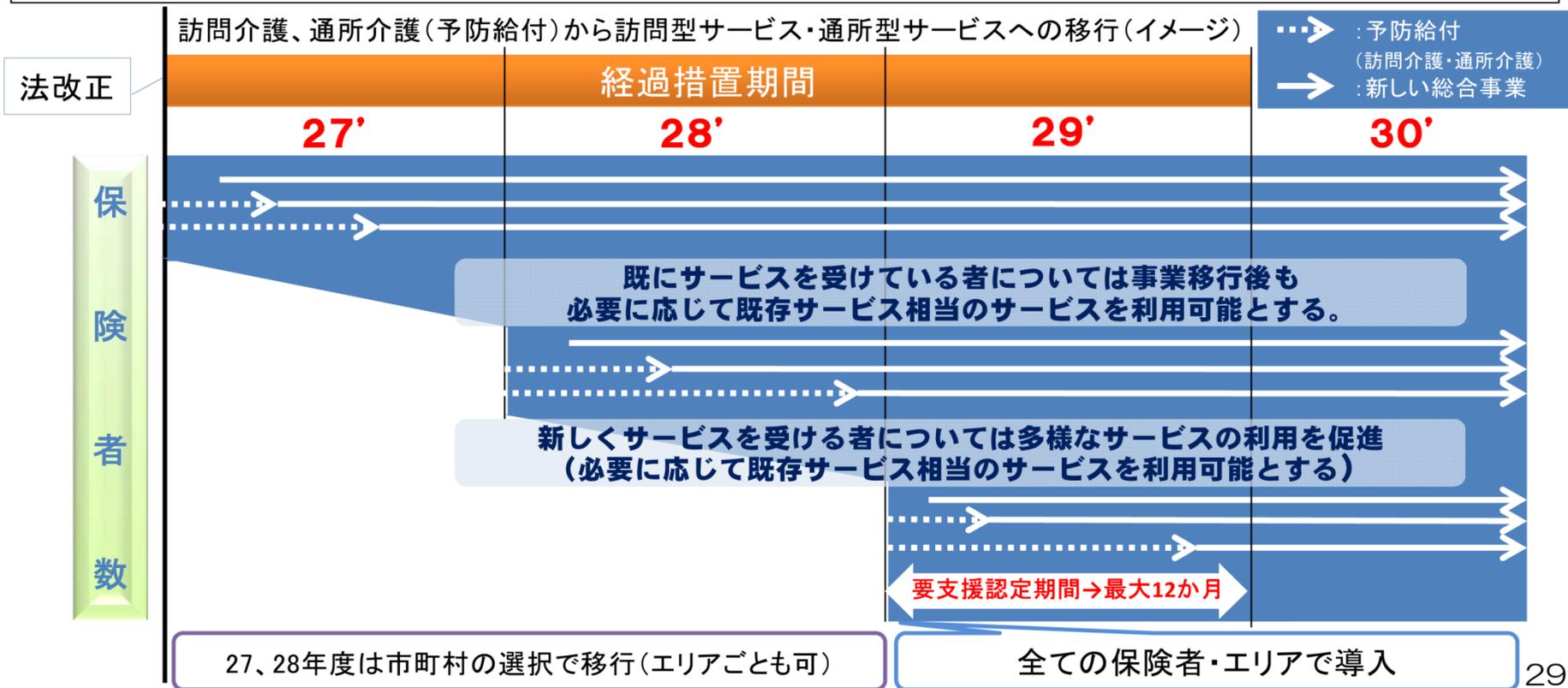
厚労省
資料

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



2. サービスの内容

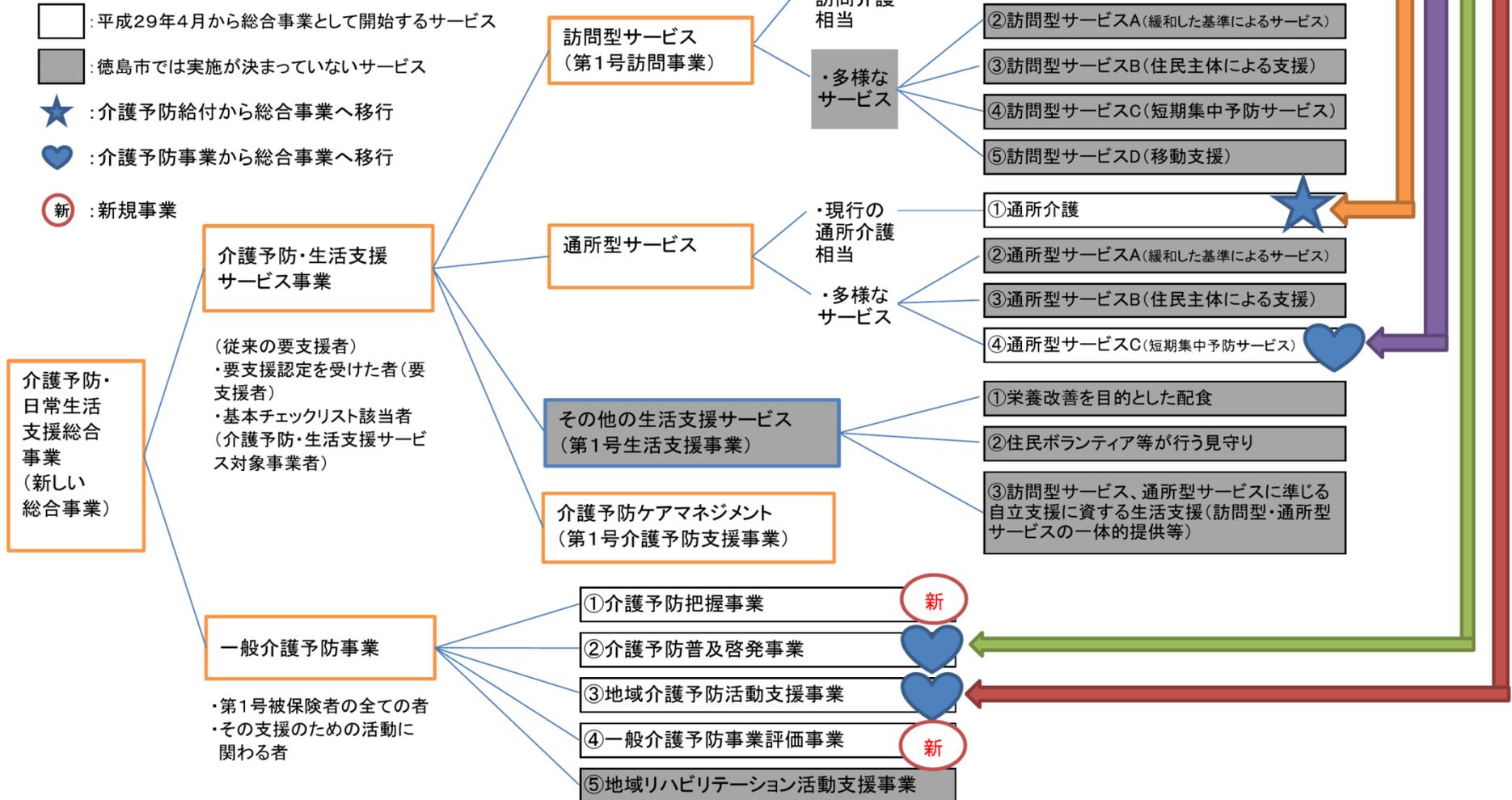
徳島市地域支援事業等の総合事業への移行について

☆ 移行等事業について

| 現在の位置づけ | 事業名 | 対象者 | 事業内容 | 移行等 | | |
|---------|-------------------------------|---------------------------------|--|-----------------|---|--------------------|
| 介護予防給付 | 介護予防訪問介護 | 要支援1、2の人 | ホームヘルパーに訪問してもらい、調理や掃除などを一緒にいき、利用者ができることが増えるよう支援する | 介護予防・生活支援サービス事業 | 訪問型サービス | ①訪問介護 |
| | 介護予防通所介護 | 要支援1、2の人 | デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで行う。 | | 通所型サービス | ①通所介護 ④通所型サービスC |
| 介護予防事業 | 通所型介護予防事業 | 介護認定を受けていない虚弱高齢者 (二次予防事業対象者) | 運動機能、口腔機能の向上及び栄養改善指導(無料、事業所に委託、送迎費のみ自己負担) | 総合事業 | 一般介護予防事業 | 介護予防普及啓発事業 |
| | 介護予防普及啓発事業 (一般高齢者生活機能向上事業) | 65歳以上の人 | 保健センターによる運動指導、介護予防相談等(無料) | | | |
| | 介護予防普及啓発事業 (パンフレット作成事業) | 高齢者等 | 福祉・介護サービス紹介パンフレットの作成・配布 | | | |
| | 元気高齢者づくり事業 | 65歳以上で運動制限を受けていない人 | 地域又は特定非営利活動法人が実施するゴムチューブや軽量ダンベルを用いた低強度の運動教室 | | 地域介護予防活動支援事業 | |
| | 地区組織活動支援事業 | 20歳以上の人 | 介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的とした研修等の実施 | | 総合事業 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業 総合事業とするか検討中 | |
| | いきいき支援事業 | 65歳以上の人 | 体力測定・サポート養成研修、介護予防広報誌作成・配布活動。老人クラブ連合会へ委託。 | | | |
| | 二次予防事業対象者把握事業 | 65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない人 | 基本チェックリストによる二次予防事業対象者の抽出 | | 事業廃止又は見直し | |

2. サービスの内容

☆ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の構成



介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

(1) 訪問型サービスの場合

| No. | サービス種類コード | サービス種類名 | 内容 |
|-----|-----------|--------------------|---|
| 1 | A1 | 訪問型サービス (みなし) | 総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1 |
| 2 | A2 | 訪問型サービス (独自) | 市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。 |
| 3 | A3 | 訪問型サービス (独自/定率) | 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。 |
| 4 | A4 | 訪問型サービス (独自/定額) | 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。 |

| No. | サービス種類コード | ベースとなる 予防給付 | 算定 構造 | 単位数 | 地域単価 (5ページ参照) | サービス コード | 帳票等に 出力する サービス コード名称 | 利用者 負担 | 利用者 負担割合・ 利用者 負担額 | 支給限度 額管理対 象/対象 外 |
|-----|-----------|----------------|------------|---------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 1 | A1 | 介護予防 訪問介護 | 国が 規定 | 国が規定 | 国が規定 (事業所所在地に 応じた地域単価) | 国が規定 | 国が 規定 | 定率 | 予防給付 と同様 ※3 | 国が 規定 |
| 2 | A2 | | | 国が規定する 単位数を上限 として、市町村 が規定 ※2 | 国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定 | | | | | |
| 3 | A3 | なし | 市町村が 規定 | 市町村が 規定※6 | | 国が規定する サービスコード から選択して規定 | 市町村が 規定 | 定率 | 市町村が 規定※4 | 市町村が 規定 |
| 4 | A4 | | | | 定額 | | | | | |

(2) 通所型サービスの場合

| No. | サービス種類コード | サービス種類名 | 内容 |
|-----|-----------|--------------------|---|
| 1 | A5 | 通所型サービス (みなし) | 総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1 |
| 2 | A6 | 通所型サービス (独自) | 市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。 |
| 3 | A7 | 通所型サービス (独自/定率) | 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。 |
| 4 | A8 | 通所型サービス (独自/定額) | 市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。 |

| No. | サービス種類コード | ベースとなる 予防給付 | 算定 構造 | 単位数 | 地域単価 (5ページ参照) | サービス コード | 帳票等に 出力する サービス コード名称 | 利用者 負担 | 利用者 負担割合・ 利用者 負担額 | 支給限度 額管理対 象/対象 外 |
|-----|-----------|----------------|------------|---------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 1 | A5 | 介護予防 通所介護 | 国が 規定 | 国が規定 | 国が規定 (事業所所在地に 応じた地域単価) | 国が規定 | 国が 規定 | 定率 | 予防給付 と同様 ※3 | 国が 規定 |
| 2 | A6 | | | 国が規定する 単位数を上限 として、市町村 が規定 ※2 | 国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定 | | | | | |
| 3 | A7 | なし | 市町村が 規定 | 市町村が 規定※6 | | 国が規定する サービスコード から選択して規定 | 市町村が 規定 | 定率 | 市町村が 規定※4 | 市町村が 規定 |
| 4 | A8 | | | | 定額 | | | | | |

(3) その他の生活支援サービスの場合

| No. | サービス種類コード | サービス種類名 | 内容 |
|-----|-----------|--------------------------|-------------------------------------|
| 1 | A9 | その他の生活支援サービス (配食/定率) | 配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。 |
| 2 | AA | その他の生活支援サービス (配食/定額) | 配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 |
| 3 | AB | その他の生活支援サービス (見守り/定率) | 見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。 |
| 4 | AC | その他の生活支援サービス (見守り/定額) | 見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 |
| 5 | AD | その他の生活支援サービス (その他/定率) | その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。 |
| 6 | AE | その他の生活支援サービス (その他/定額) | その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。 |

| No. | サービス種類コード | ベースとなる予防給付 | 算定構造 | 単位数 | 地域単価 (5ページ参照) | サービスコード | 帳票等に出力するサービスコード名称 | 利用者負担 | 利用者負担割合・利用者負担額 | 支給限度額管理対象/対象外 |
|-----|-----------|------------|--------|----------|------------------------|-----------------------|-------------------|-------|----------------|---------------|
| 1 | A9 | なし | 市町村が規定 | 市町村が規定※3 | 国が規定する地域単価から選択して市町村が規定 | 国が規定するサービスコードから選択して規定 | 市町村が規定 | 定率 | 市町村が規定※1 | 対象外 |
| 2 | AA | | | | | | | 定額 | | |
| 3 | AB | | | | | | | 定率 | | |
| 4 | AC | | | | | | | 定額 | | |
| 5 | AD | | | | | | | 定率 | | |
| 6 | AE | | | | | | | 定額 | | |

(4) 介護予防ケアマネジメントの場合

| No. | サービス種類コード | サービス種類名 | 内容 |
|-----|-----------|------------------|--|
| 1 | AF | 介護予防 ケアマネジメント | 市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。※1、※2 |

| No. | サービス種類コード | ベースとなる予防給付 | 算定構造 | 単位数 | 地域単価 (5ページ参照) | サービスコード | 帳票等に出力するサービスコード名称 | 利用者負担 | 支給限度額管理対象／対象外 |
|-----|-----------|------------|------|------------------------|------------------------|---------|-------------------|-------|---------------|
| 1 | AF | 介護予防支援 | 国が規定 | 国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 | 国が規定する地域単価から選択して市町村が規定 | 国が規定 | 国が規定 | なし | 対象外 |

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

| No. | サービス種類 | 地域単価設定の考え方 ※1 | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 | |
|-----|--------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 1 | 訪問型サービス | A1:訪問型サービス(みなし) | 事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する | 11.40円 | 11.12円 | 11.05円 | 10.84円 | 10.70円 | 10.42円 | 10.21円 | 10円 |
| | | A2:訪問型サービス(独自) A3:訪問型サービス(独自/定率) A4:訪問型サービス(独自/定額) | 市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2 | 10円 又は 11.40円 | 10円 又は 11.12円 | 10円 又は 11.05円 | 10円 又は 10.84円 | 10円 又は 10.70円 | 10円 又は 10.42円 | 10円 又は 10.21円 | 10円 |
| 2 | 通所型サービス | A5:通所型サービス(みなし) | 事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する | 10.90円 | 10.72円 | 10.68円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.27円 | 10.14円 | 10円 |
| | | A6:通所型サービス(独自) A7:通所型サービス(独自/定率) A8:通所型サービス(独自/定額) | 市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2 | 10円 又は 10.90円 | 10円 又は 10.72円 | 10円 又は 10.68円 | 10円 又は 10.54円 | 10円 又は 10.45円 | 10円 又は 10.27円 | 10円 又は 10.14円 | 10円 |
| 3 | その他の生活支援サービス | A9:その他の生活支援サービス(配食/定率) AA:その他の生活支援サービス(配食/定額) AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD:その他の生活支援サービス(その他/定率) AE:その他の生活支援サービス(その他/定額) | 市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価のいずれかを選択できる なお、基本的には10円となるが、訪問サービス及び通所サービスを一体的に行うサービスを提供する場合等は、10円以外の単価が設定されることを想定している ※2、3 | 10円 (又は 10.90円 又は 11.10円 又は 11.40円) | 10円 (又は 10.72円 又は 10.88円 又は 11.12円) | 10円 (又は 10.68円 又は 10.83円 又は 11.05円) | 10円 (又は 10.54円 又は 10.66円 又は 10.84円) | 10円 (又は 10.45円 又は 10.55円 又は 10.70円) | 10円 (又は 10.27円 又は 10.33円 又は 10.42円) | 10円 (又は 10.14円 又は 10.17円 又は 10.21円) | 10円 |
| 4 | 介護予防ケアマネジメント | AF:介護予防ケアマネジメント | 市町村が事業所所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※3 | 10円 又は 11.40円 | 10円 又は 11.12円 | 10円 又は 11.05円 | 10円 又は 10.84円 | 10円 又は 10.70円 | 10円 又は 10.42円 | 10円 又は 10.21円 | 10円 |

※1 1つのサービス種類ごとに1つの地域単価を設定すること。

※2 地域単価に10円を設定する場合は、市町村が都道府県経由で連合会に送付する事業所台帳(指定・基準該当等サービス台帳)の地域区分に「その他」を設定すること。

※3 連合会システムにおいては、地域単価は地域区分により決定する単価以下であれば正常とする。同じ地域区分に複数の単位数単価が存在する場合、当該地域区分の最大の単価が登録され、その値以下であれば正常とする。

例) その他の生活支援サービスの1級地であれば、11.40円が登録され、11.10円又は10.90円又は10円が記載されても正常とする。

介護予防ケアマネジメントの2級地であれば、11.12円が登録され、10円が記載されても正常とする。

国保連合会への請求

○予防給付と総合事業の請求書の記載（訪問系・通所系・ケアマネジメント）

| 種別 | 予防給付 | | 総合事業 | |
|-------------------|--|---|---------------------------------|---|
| | 様式 | 対象サービス種類 | 様式番号 | 対象サービス種類 |
| 請求書 | 様式第一 (介護給付費請求書) | 介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) 介護予防支援費(46) | 様式第一の二 (介護予防・日常生活支援総合事業費請求書) | 訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE) 介護予防ケアマネジメント費(AF) |
| 明細書 (サービス) | 様式第二の二 (介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書) | 介護予防訪問介護(61) 介護予防通所介護(65) その他対象サービス(省略) | 様式第二の三 (介護予防・日常生活支援総合事業費明細書) | 訪問型サービス(A1～A4) 通所型サービス(A5～A8) その他生活支援サービス(A9～AE) |
| 明細書 (ケアマネジメント) | 様式第七の二 (介護予防支援費明細書) | 介護予防支援費(46) | 様式第七の三 (介護予防ケアマネジメント費明細書) | 介護予防ケアマネジメント費(AF) |

(ポイント) 請求書、明細書はそれぞれ(予防・事業)に応じた様式にて作成する。

○予防給付と総合事業の給付管理票の記載

| 種別 | 予防給付・総合事業共通 | |
|-------|-----------------|---|
| 様式 | 様式 | 記載方法 |
| 給付管理票 | 様式十一 (給付管理票) | 「予防給付のみ」、「総合事業のみ」、「予防+事業」のいずれの場合であっても、限度額管理対象サービスについては、給付管理票は1枚にすべてを記載すること。 ※従来からの月途中変更時「要介護⇔要支援」における「介護サービス」と「介護予防サービス」混在型の整理と同様。 |

(ポイント) 給付管理票は内容に関わらず1件で作成する。

介護予防ケアマネジメント費を請求

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費

| 種類 | 要支援者 | | | 事業対象者 |
|-------------------|------|-------|-----|-------|
| | 給付 | 給付+事業 | 事業 | 事業 |
| 介護予防支援費(46) | ○※1 | ○※1 | — | — |
| 介護予防ケアマネジメント費(AF) | — | — | ○※2 | ○※3 |

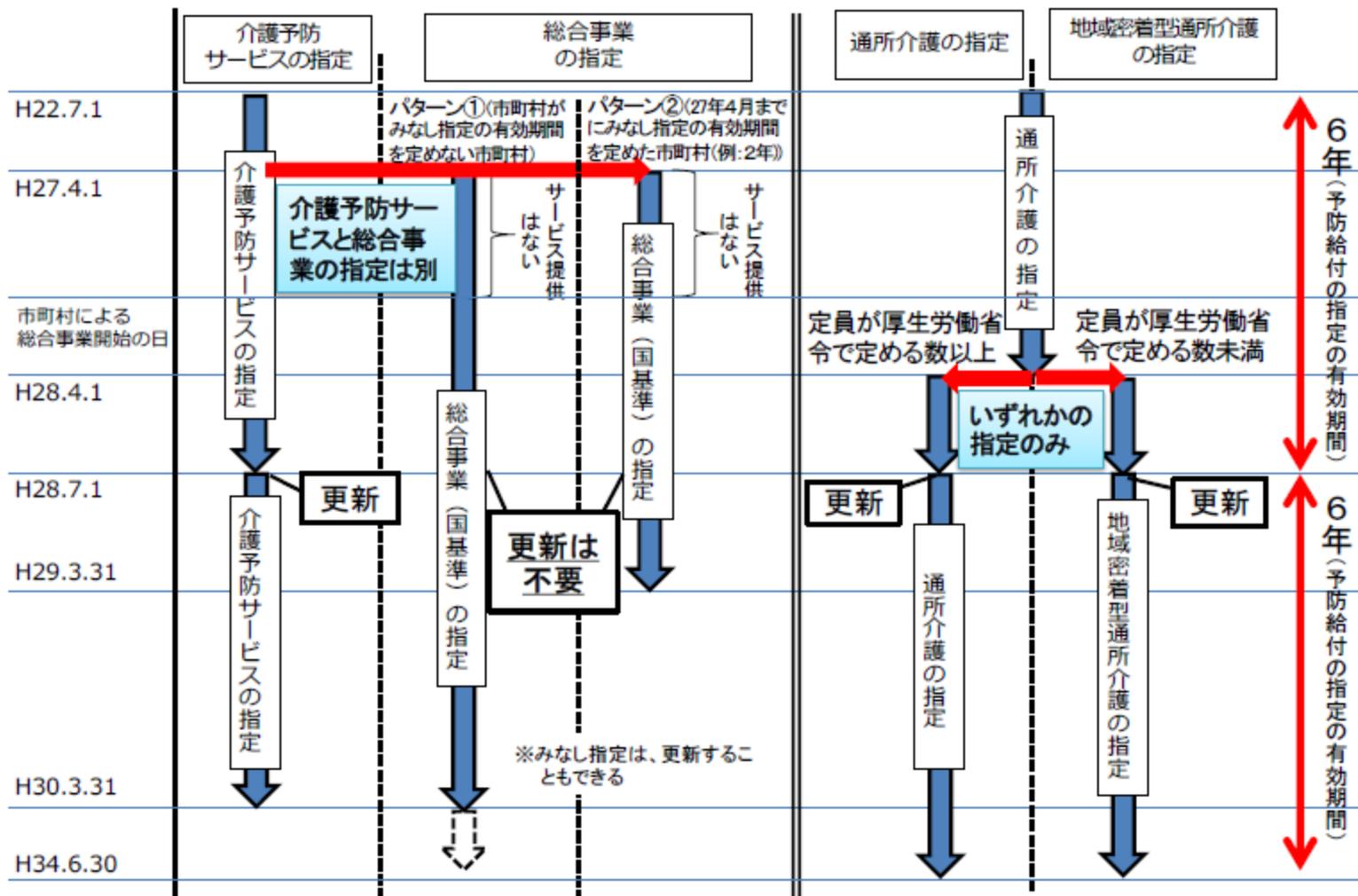
※1 要支援者が予防給付を利用した場合は、総合事業利用の有無に関わらず、「介護予防支援費」を国保連に請求する。

※2 要支援者が総合事業のみを利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。ただし、市町村が国保連にAFの審査支払を委託している場合は、地域包括支援センターは国保連にAFを請求する。

※3 事業対象者が総合事業を利用した場合は、地域包括支援センターは市町村に介護予防ケアマネジメント費を請求する。

2. サービスの内容

＜例＞平成22年7月1日に指定を受けた事業者

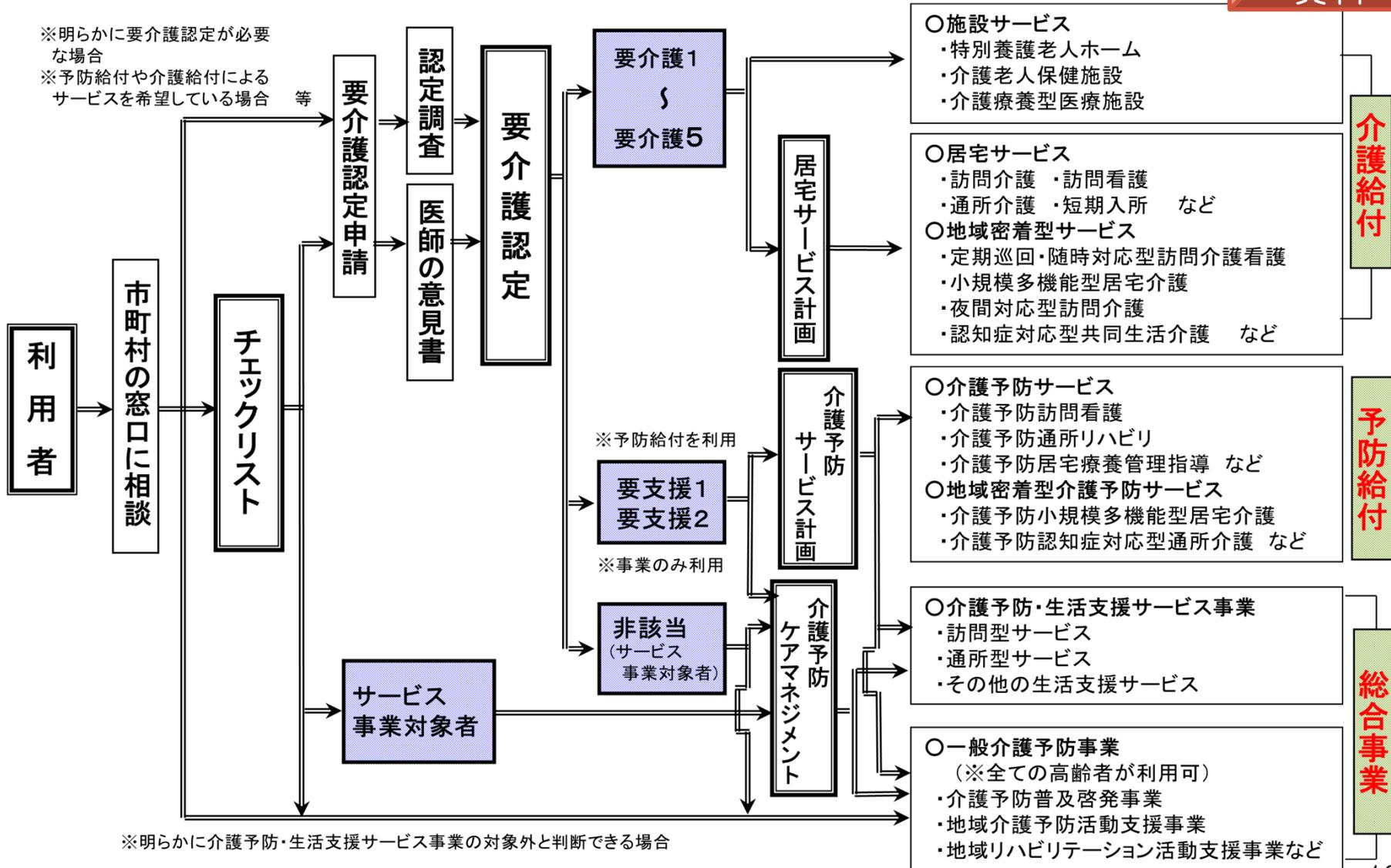


3. 対象者と利用手続き

第4 サービス
の利用の流れ

【参考】介護サービスの利用の手続き

厚労省
資料



第4 サービスの利用の流れ

周知 (P57~)

- 総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について十分に周知。その際、パンフレット等の使用などにより、被保険者やその家族などにわかりやすく説明。

① 相談 (P58~)

- 被保険者からの相談を受け、窓口担当者より総合事業等を説明(サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明)。その際、①事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。
※予防給付(訪問看護や福祉用具貸与等)を希望している場合等は、要介護認定等の申請につなぐ。
※第2号被保険者は、要介護認定等申請を行う。



② 基本チェックリストの活用・実施 (P59~)

- 窓口で相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)の振り分けを実施。



③ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始 (P65~)

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 利用者が居住する地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態像・意向等を踏まえ、3パターンに分けて行う。
 - ① 原則的な介護予防ケアマネジメント
 - ② 簡略化した介護予防ケアマネジメント(サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略)
 - ③ 初回のみ介護予防ケアマネジメント(アセスメントを行い、サービスの利用につなげるところまで)

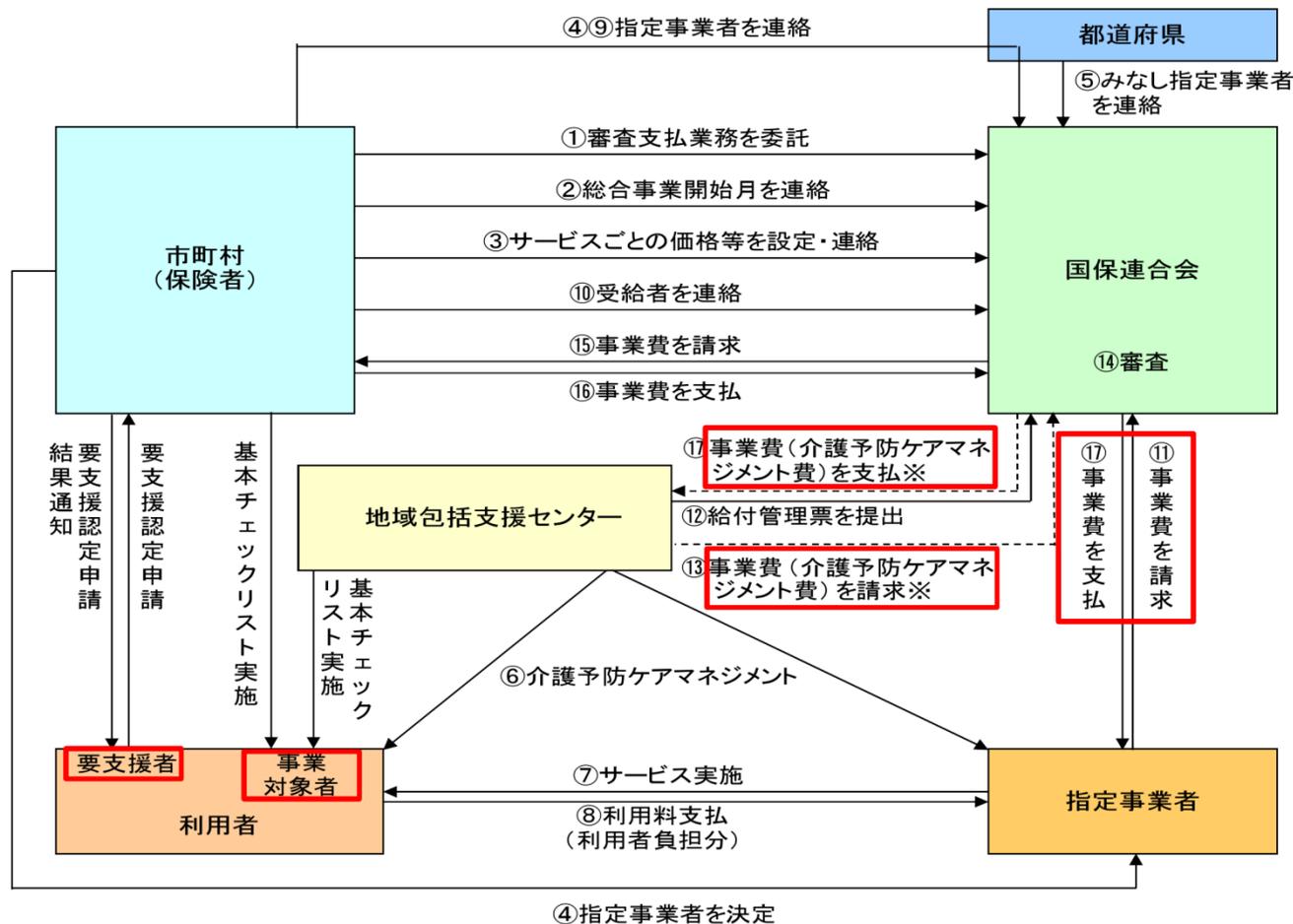
3. 対象者と利用手続き

| (一) | | | | (二) | | | | |
|---|------|--------|--|----------------------------------|--|-----------|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 介護保険被保険者証 </div> | | | | | | | | |
| 被 保 者 | 番 号 | | | | 要介護状態区分等 | | | |
| | 住 所 | | | | 認定年月日 <small>(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</small> | | | |
| | フリガナ | | | | 認定の有効期間 | | | |
| | 氏 名 | | | | 区分支給限度基準額 | | | |
| 生年月日 | 性 別 | | | 居宅サービス等 1月当たり | | | | |
| 交付年月日 | | | | (うち種類 支給限度 基準額) | サ ー ビ ス の 種 類 | 種類支給限度基準額 | | |
| 保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 0 5px;">2</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 徳 島 市 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 電話 (088)621 - 5582 </div> | | | | 認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定 | | | | |
| | | | | | | | | |
| 介護保険 施設等 | | 種 類 | | | 居宅介護支 事業者若し くは介護予 支援事者及 びその事業 所の名称又 は包括支援 センターの 名称 | | | |
| | | 名 称 | | | | | | |
| | | 種 類 | | | | | | |
| | | 名 称 | | | | | | |
| 入所等年月日 | | 退所等年月日 | | 入所等年月日 | | 退所等年月日 | | |

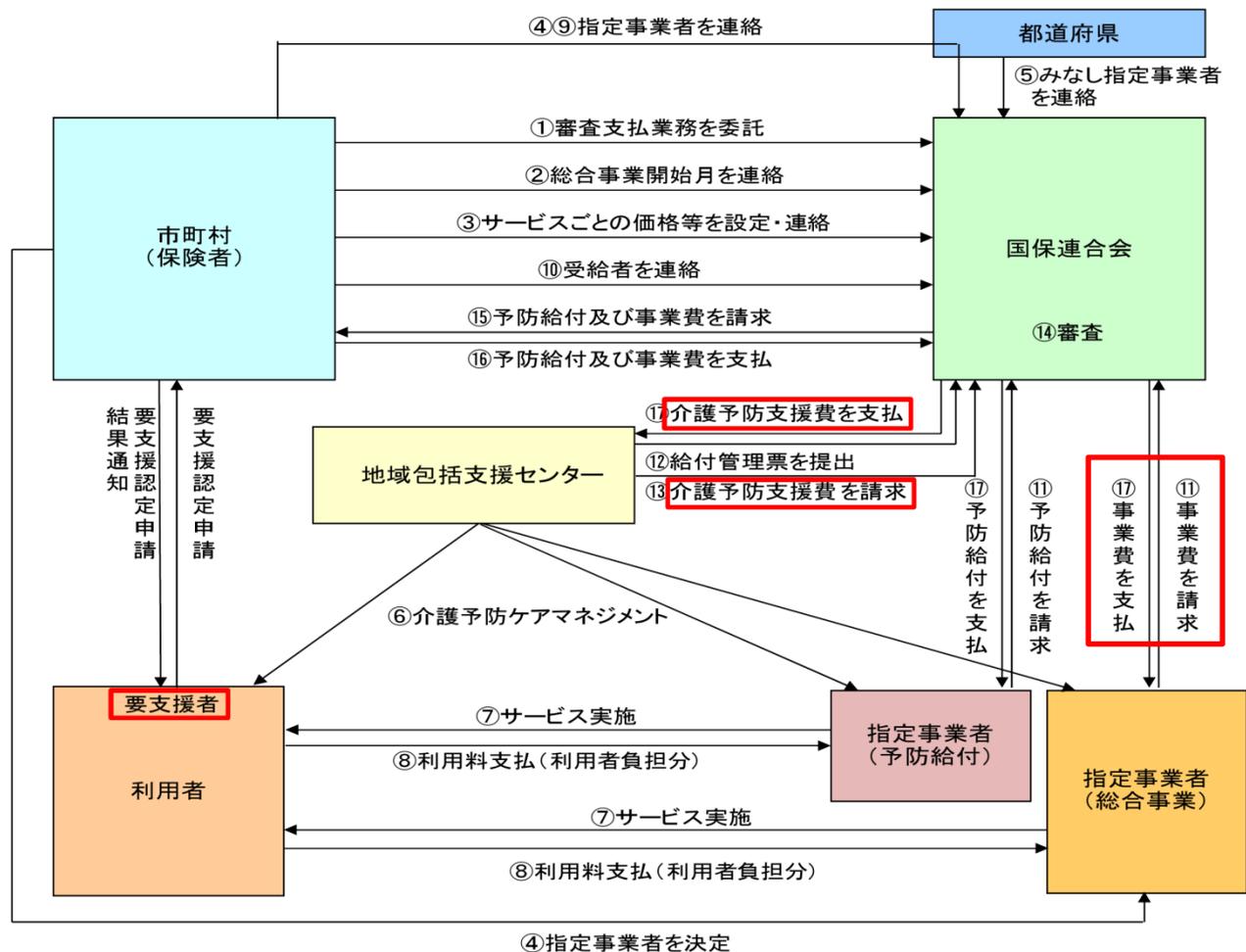
事業対象者
基本チェック
リスト実施日

○サービス利用状況別フロー

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



3. 対象者と利用手続き

介護予防訪問(通所)介護(現行相当サービス)を利用する場合の利用者負担と支給限度額

| 状態 | 支給限度額 | 利用者負担 |
|-------|----------|-------------------|
| 事業対象者 | 5,003単位 | 1割。一定以上の所得の利用者は2割 |
| 要支援1 | 5,003単位 | |
| 要支援2 | 10,473単位 | |

介護保険申請から認定日までのサービスの支払い方法

| 状態 | 給付のみ | 給付と総合事業 | 総合事業のみ |
|-----------|----------|--|------------------------------------|
| 非該当・事業対象者 | 全額自己負担 | <ul style="list-style-type: none"> 給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給 | 介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給 |
| 要支援認定 | 予防給付より支給 | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は、事業より支給 | 介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給 |
| 要介護認定 | 介護給付より支給 | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給 | 介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給 |

3. 対象者と利用手続き

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

連合会
資料

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

| No | 給付管理票 | サービス計画費 | 請求明細書 | | | | |
|----|-----------------|---------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | | | 要支援・要介護状態区分等 | 被保険者欄の要介護状態区分 | 要介護状態区分(介護給付) | 要支援状態区分(予防給付) | 要支援状態区分等(総合事業) |
| | | | (重い方を対象) ※2 | (月末時点) | (月末時点) | | |
| 1 | 事業対象者→要支援 1 | 事業対象者 | 要支援 1 | - | 要支援 1 | 要支援 1 | |
| 2 | 事業対象者→要支援 2 | 要支援 2 | 要支援 2 | - | 要支援 2 | 要支援 2 | |
| 3 | 事業対象者→要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | - | 事業対象者 | |
| 4 | 要支援 1 → 事業対象者 | 月途中の要支援 1 → 事業対象者への変更はない。 | | | | | |
| 5 | 要支援 1 → 要支援 2 | 要支援 2 | 要支援 2 | - | 要支援 2 | 要支援 2 | |
| 6 | 要支援 1 → 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要支援 1 | |
| 7 | 要支援 2 → 事業対象者 | 月途中の要支援 2 → 事業対象者への変更はない。 | | | | | |
| 8 | 要支援 2 → 要支援 1 | 要支援 2 | 要支援 1 | - | 要支援 1 | 要支援 1 | |
| 9 | 要支援 2 → 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要介護 N※1 | 要支援 2 | |
| 10 | 要介護 N※1 → 事業対象者 | 月途中の要介護 N → 事業対象者への変更はない。 | | | | | |
| 11 | 要介護 N※1 → 要支援 1 | 要介護 N※1 | 要支援 1 | 要支援 1 | 要支援 1 | 要支援 1 | |
| 12 | 要介護 N※1 → 要支援 2 | 要介護 N※1 | 要支援 2 | 要支援 2 | 要支援 2 | 要支援 2 | |

※1 要介護 N は、要介護 1 ～ 5 のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。



4. 先行実施自治体でのサービス利用について

「平成28年4月から平成29年3月まで」の間の請求事務について

以下の表は、介護予防訪問通所サービスの場合の例

徳島市 平成29年4月に総合事業開始予定

○×市 平成28年4月に総合事業開始予定 とすると…

| 対象者の類型 | 介護給付費請求書(サービス提供事業所) | 介護給付費請求書(予防支援事業所) |
|---|---|---|
| 徳島市民が徳島市の予防通所サービスを受ける | 徳島市民は予防給付のままであるため、これまでどおりサービスコード「65」で国保連合会に提出してください。 | 徳島市民は予防給付のままであるため、これまでどおりサービスコード「46」で国保連合会に提出してください。 |
| 徳島市民が○×市の予防通所サービスを受ける(住所地特例ではなく、徳島市民が単に○×市に所在する介護予防通所介護事業所からサービス提供を受けた場合) | ○×市は総合事業を開始しているが、徳島市民は予防給付のままであるため、これまでどおりサービスコード「65」で国保連合会に提出してください。 | 徳島市民は予防給付のままであるため、これまでどおりサービスコード「46」で国保連合会に提出してください。 |
| 徳島市の住所地特例であり、○×市の予防通所相当サービスを受ける | 徳島市は予防給付のままであるが、本人の住民票が○×市にあるため事業所の指定は総合事業の(みなし)適用を受ける。よって、サービスコード「A5」で国保連合会に提出してください。(ただし、○×市が「A5」ではなく「A6、A7」等を指定している場合はそちらに合わせてください)なお、請求書の様式種類、事業費明細欄は住所地特例の欄となるため記入方法に注意すること。 | 徳島市は予防給付のままであるが、本人の住民票が○×市にあるため総合事業の適用を受ける。よって、 <u>要支援該当でなく「要支援者」として総合事業のみを利用(予防なし)した場合は、○×市が国保連にAFの委託をしていればAFで国保連に請求することが出来(予防併用の場合は46で請求)が、「事業対象者」として総合事業を利用した場合のAFについては、委託の有無に関係なく国保連に請求できません。</u> |
| ○×市民が徳島市の予防通所相当サービスを受ける | ○×市民は総合事業の適用をうけるため、サービスコード「A5」で国保連合会に提出してください。ただし○×市が「A5」ではなく「A6、A7」等を実施している場合は、徳島市所在事業所は「A6、A7」の指定を○×市から受けた上で請求することになります。 | 同上 |
| ○×市民が住所地特例で徳島市の予防通所サービスを受ける | ○×市は総合事業を開始しているが、徳島市に住民票があるため予防給付の適用となるため、これまでどおりサービスコード「65」で国保連合会に提出してください。 | 徳島市民は予防給付のままであるため、これまでどおりサービスコード「46」で国保連合会に提出してください。 |

【参考】要介護認定に係る有効期間の見直しについて(案)

1. 基本的な考え方

「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。

2. 具体的内容

介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間について、以下の通り改正する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を市町村全域で実施している場合に限る。改正内容を適用することとする。

| 申請区分等 | | 現行 | | 改正案 | |
|--------|-------------|-----------|----------------|-----------|----------------|
| | | 原則の認定有効期間 | 設定可能な認定有効期間の範囲 | 原則の認定有効期間 | 設定可能な認定有効期間の範囲 |
| 新規申請 | | 6か月 | 3か月～12か月 | 6か月 | 3か月～12か月 |
| 区分変更申請 | | 6か月 | 3か月～12か月 | 6か月 | 3か月～12か月 |
| 更新申請 | 前回要支援→今回要支援 | 12か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要支援→今回要介護 | 6か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要介護→今回要支援 | 6か月 | 3か月～12か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |
| | 前回要介護→今回要介護 | 12か月 | 3か月～24か月 | 12か月 | 3か月～24か月 |

6. 周知方法について

The screenshot shows the official website of Tokushima City. At the top left is the city logo and name '徳島市 Tokushima City Official Website'. To the right are navigation links: '音声読み上げ・文字拡大' (Audio playback/Text enlargement), 'Multilingual', '携帯サイト' (Mobile site), and 'サイトマップ' (Site map). Below these are five main menu categories: 'くらし・手続き' (Life/Procedures), '子育て・教育' (Childcare/Education), '健康・福祉' (Health/Welfare), '市政情報' (Municipal Information), and '観光・文化' (Tourism/Culture). A search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button is located below the menu. A breadcrumb trail reads '現在のページ > トップページ > 健康・福祉 > 介護'. The main content area is titled '介護' (Nursing) and contains a list of links: '介護保険制度のお問い合わせ先一覧', '施設サービスの利用', '福祉用具貸与・購入Q&A', '福祉用具事故情報', '福祉用具の購入費と住宅改修費の支給について', '要介護認定の申請について', '介護・介護予防サービスを利用するまでの手順', '自分に必要な介護サービスの利用', '在宅サービスの種類', '特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）について', '平成27年度介護支援専門員講習会資料について', and '介護保険料・資格等'. On the right side, there is a '注目情報' (Attention Information) section with links to '徳島市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）' and '平成28年熊本地震関連情報'. Below that is a '健康・福祉' (Health & Welfare) section with a list of links: '国民健康保険', '年金', '障害者の福祉', '高齢者の福祉', '介護', '医療費助成・給付金', '地域福祉', '検診', '運動で健康づくり', and '健康づくり事業'.

ご清聴ありがとうございました